

いじめ防止基本方針

平成26年1月施行

平成27年4月改訂

平成30年4月改訂

1 はじめに

「いじめ」それは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利、及び、基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害するものであり、人格の形成等に甚大な危険を生じさせるものである。

「いじめ」は、いつでも、どこからでも、どの児童にも起こり得るもので、どの児童も被害者と加害者になり得るといふ危険性をもっている。そこで、我々は、(1)～(3)の認識に立ち、組織的に対応する必要がある。

(1) 「いじめを絶対に許さない」

(2) 「いじめは卑怯な行為である」

(3) 「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る」

○ 「いじめの未然防止」

☆ 「いじめの早期発見」

○ 「いじめへの早急な対処措置」

本校では、「いじめの早期発見」に力を入れて取り組んでいくと共に、「いじめ」が発生した場合には、児童の尊厳を重視し、教育委員会や地域、家庭、諸相談機関等との連携のもと、早急に「いじめ」根絶に向けて、組織をあげて適切な対応に全力で取り組むようにする。

2 いじめ防止の取組

(1) 教職員による指導

- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- 生徒指導研修会での研修、情報共有に確立及び、児童への指導の徹底
- 生活、いじめアンケート、児童面談、児童と触れあうことによる情報収集、児童理解
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「分かる授業」の実践
- 学級経営を中心とした児童の居場所作り
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 社会体験や体験活動の推進
- 相互の授業公開、参観
- 異学年、異世代との交流
- スクールカウンセラーの活用
- 海外から帰国した児童、及び外国人の児童、外国籍の保護者を持つ児童などへの教育的配慮
- セクシャルマイノリティの正しい理解の促進や該当児童の心のケア

(2) 児童の育成に向けた取組

- 自尊感情と自己有用感
- 規律を守った学校生活
- 美しいものを美しいと言える素直な心の育成
- 豊かな感性
- 他者との違いを正しく認識し、他者の良いところを理解し、認め合える力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- 何にでもチャレンジする力
- 失敗しても粘り強く取り組む力、試行錯誤する力
- 他者とのコミュニケーション能力
- 規範意識、正しいことが分かる善悪判断力
- ストレスマネジメント

3 早期発見のあり方と取組

(1) 早期発見に向けた取組

- いじめの早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
- アンケート調査（年3回）
- 「朝の会」「帰りの会」の充実
- 不断の児童の見取りと情報交換（個人面談、生活指導研修会）

【本校で考えられるいじめのサイン】

- 遅刻や早退の増加
- はっきりしない欠席理由
- 急な体調不良
- 教室の乱れ
- 学用品の紛失
- 落書き
- 保健室来室の増加
- 授業への遅参
- 友達関係の変化
- 服装の乱れと汚れ
- 皮肉や失笑
- あだ名
- 業間や休み時間の単独行動
- 目配せ
- 特定児童からの避難

(2) 早期発見に係る組織

- 教職員間の情報交換
- 教育相談体制（定期的な相談の実施、スクールカウンセラーによる相談体制の確立、報告・連絡・相談の徹底）
- 特別支援教育コーディネーター

(3) 家庭や地域との連携

- 家庭との連携

学校便りや学年便り、学級便りによる児童の活動の広報。いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA 総会や学年・学級 PTA 等）

【家庭でのいじめのサイン例】

- 登校渋り
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判
- 隠し事
- お金の紛失、金遣いの荒さ
- 衣服の汚れ
- 体への傷、悪戯の跡 等

- 地域との連携

学校便りによる教育活動の広報と周知。登下校時の立哨等を通した児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】

- 下校時に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校する。
- 故意に遅れて登校する。
- 公園や空き地などで一人である。
- 公園等で一人の児童を取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや商店で、物や飲食物をおごらせられている。

4 いじめに対する具体的な措置と福江小いじめ防止対策委員会

(1) 報告について・・・

担任または、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任→生活指導主任→教務・主幹教諭・教頭→校長のルートで情報や状況などを直ちに報告する。その際、一人で勝手な判断をしない（悪ふざけだろう。とか単なる喧嘩だろう。という考えは捨てる）。

日時、場所、被害児童、加害児童、内容、状況、情報受信者などを整理して報告する。

(2) いじめ発見時の具体的対策

いじめ情報・・・担任の児童観察・本人からの訴え・保護者からの訴え・級友からの情報
↓
電話連絡・連絡帳・生活アンケート・など

①詳細情報収集↓

報告 ↓ ↑ 指導助言

② いじめ防止対策委員会の設置

指導 ↓ ↑ 報告

関係機関等との連携

本校職員：校長，教頭，主幹，教務等を中心としながら，必要に応じて生活指導主任や養護教諭も加える。

校外関係者：愛育会会長（保護者代表）

学校評議員（地域代表）

③ 子どもへの指導・支援を行う（学級担任・S C等）

A：本人ケア・・・・・・・・・・信頼できる人

B：加害指導・・・・・・・・・・人格を傷つけている行為の理解

自らの行為の責任を自覚させる

不満やストレスのケア

C：まわりの者への指導・・・・・・・・自分の問題と捉えさせる（傍観者にならない）

報告相談できる勇気を育てる

④ 保護者との連携（家庭訪問等で今後の連携の確認）

↓ 報告

⑤ 継続支援活動（③へもどる）

【重大事態への対応】・・・・・・・・上記通常対応に付加して行う

重大事態とは ①生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い

→自殺企図→傷害→精神疾患→警察に被害届

②相当の期間（年間30日）の欠席することを余儀なくされた疑い

重大事態発生

・・・・・・・・上記情報もと+ いじめ110番などの関係機関

↓

①学校設置者（教育委員会）に連絡

招集↓

②緊急いじめ防止対策委員会の設置（指導支援体制の役割分担）

調査↓↑報告

③詳細情報収集 該当児童の確定を迅速に行う。客観的な事実関係を明確にする。

↓↑ 必要があれば再度調査を行う。

④子どもへの支援及び保護者に対して情報提供（適時適切に経過報告）

↓

⑤調査結果を教育委員会に報告

※ 児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、その時点で学校として重大事態が発生したとして調査・報告にあたらなければならない。

5 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

○生活アンケート等による日頃からの情報収集を重視する。

○スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターの機能を十分に活用し、捉えられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

○日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。

○とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。

○問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全職員で確認する。

職員会議，生活指導研修会（定例・臨時），事案によっては，生活指導主任，教頭，校長から

の報告。

6 校内研修

- いじめ防止といじめ対応に関する研修機会を，年間計画の中に定期的に位置付ける。
 - 生徒指導連絡会（奇数週）
 - 学校生活アンケート（6月，10月，2月の予定）
 - 教育週間
 - （6月，学校公開，生命尊重に関わる道徳の授業の公開，個人面談）
 - 平和集会（8月）
 - いじめ防止に関わる事例研修会（8月）→学級PTAでのいじめ問題に関する勉強会（10月）
 - 人権に関わる教育，及び，人権集会（12月）→予定
 - カウンセリング能力の向上（月）
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- PTAとも連携し，児童の発達課題や成長，家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人一人が認め合い，高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。